(新規)・変更) 事業者排出量削減計 画 書

(あて先)京都府知事	18年 10月
住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)	氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名。紀名押印又は署名)
 京都府京田辺市大住立原1-1	明治乳業株式会社 京都工場長 柘植 康行
	電話 (0774) - 62 - 3

_		7												
京都	府北	也球剂	部	化対策条	例第18条第1項	(第18	条第2項、	第18条	第3項) 0)規定	により提出	します。		
	事美	業者 (化対策条例第18条第1項(第18条第2項、第18条第3項)の規定により提出します。 乳製品製造業 										
該当者要		る事業	长	 ▽ 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第1号該当事業者(大規模エネルギー使用事業者(原油に接算して1,500キロリットル以上)) □ 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第2号又は第3号該当事業者(大規模運送事業者(トラック又はバス100台以上/タクシー150台以上/鉄道車両150両以上) □ 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第4号該当事業者(その他の温室効果ガスの大規模排出事業者(二酸化炭素に換算して3,000トン以上)) 										ック
計	画	期	間	平成 17 年 4 月 ~ 平成 20 年 4 月										
	本	方			化防止に向け					11.0				
推 進 体 制 省エネルギー推進組織による省エネルギーパトロールの実施及び設備老村									朽化更新による	能力効率向上	:			
		とのよ		年度 設備、対象、工程等 計 画 内 容								容		
		 和 及	支	18 ユ-ティリティ-										
び措	直			18	排水処理		排水DO管理	哩でのブロ	アー制御によ	よる運	医容量の削減(6	70kwh/日)		
				18	ユーティリティー		エアーロス	削減による	エアコン台数	枚の削液	减(1台55kwh/日)			
				19	ユーティリティー		エアーコンプレッサー台数制御による運転容量の削減(40kwh/日)		
							77.44	100		B 1192				
	医効果 非出量	果ガス量等	7	排出区分			基準年度(実績) (17)年度 (二酸化炭素換算(t))) ¤
				A 事業所	听等排出区分				26, 350	t		25, 956 t	-1.5	0 %
				B 輸送車	車両排出区分					t		t		%
				C その化	也排出区分					t		t		%
					排出合計		* 1	9.50	26, 350	t	* 2	25, 956 t	-1.5	0 %
その	爰化为	の地球	求		対策体の区分	目標年度(計画)								
		対策に		対策等の区分		取組量等			(二酸化	炭素換算(t))		/		
		室効果			全及び整備		(整備面積))		ha	(吸収量)	t		
等	, V) F.	削減量	Ħ	府内産の	木材の利用		(利用量)			m,	(削減量)	t		
					ネルギーを利用し	した電	(売電量)			kwh	(削減量)	t		
				力又は熱			(熱供給量))		GJ	(削減量)	t		
				グリーン電力の購入		(購入量)			kwh	(削減量)	t	- /		
		1 1			削減量等合計		1 15 N 11 2 N 16 16 A			* 3	t	/		
差引排出量						基準年度(実績)			目標年		削減率(計			
(排出合計-削減等合計)							* 1		26, 350	t	(*2)-(*3)	25, 956 t	-1.5	0 %
特	記	事	項										(M200) (0.7 k 33	
連	新	各	先	担	当 部	署			-				MARK (F.	
				担	当 者 氏	名								
				住	二型星 3600	所								
1 - 1				電	話 番	号								
				7.1	クシミリ番							,		
		3	N. I.	18	ソンミリー	ר יז	H_					1		

- 注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 - 2 「基準年度」とは計画期間の前年度を、「目標年度」とは計画期間の最終年度をいいます。
 - 2 「事業所等排出区分」とは、京都府内の事業所等の事業活動のためのエネルギーの使用に伴い発生する温室効果ガスを、「輸送車両排出区分」とは、自動車運送事業者については使用の本拠の位置を京都府内とする車両の排出する温室効果ガスを、鉄道事業者については保有する貨物車両又は旅客車両の排出する温室効果ガスを、「その他排出区分」とは、上記以外の京都府内における事業所等の事業活動に伴い発生する温室効果ガスをいいます。
 4 「特記事項」には、平成2年度(1990年度)を基準とした排出量の対比やエネルギー原単位CO2排出量、省エネ製品開発など他者の温室効果ガス排出削減への貢献、グリーン調達の採用、特定フロンなどの条例指定外の温室効果ガスの削減などを記入してください。